

令和7年度								委 託 仕 様 書				国補	
委 託 名		令和7年度道路橋定期点検（その1）業務委託											
委 託 箇 所		春日部市上大增新田外地内											
路 河 川 名 称													
事 業 名		橋りょう長寿命化修繕事業											
業 務 大 要		道路橋定期点検 N＝61橋											

変 更 理 由							
備 考							
地 区	(0001) 県南	労務費補正	-	機械経費(賃料)補正	-		
単価適用年月	(R0704) 令和07年04月						
工 期	当 初	自		至	令和 8年 2月 27日		
		日 数					
	変 更			至			
経費適用年月	令和07年04月						
設 計	当 初 金 額			変 更 金 額			
	業務価格						
	消費税相当額						
	合計						
請 負	業務価格						
	消費税相当額						
	合計						
	請負増減額						
週休2日区分	-						

委 託 費 内 訳 書									
工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
設計						式			
				1					
_ 調査・計画						式			
				1					
_ _ 直接原価（積分）						式			
				1					
_ _ _ 直接人件費（定期点検）						式			
				1					
_ _ _ _ 計画準備（1）						橋			第1号一位代価表
				54					
_ _ _ _ 計画準備（2）						橋			第2号一位代価表
				4					
_ _ _ _ 計画準備（3）						橋			第3号一位代価表
				2					
_ _ _ _ 計画準備（4）						橋			第4号一位代価表
				1					
_ _ _ _ 定期点検（1）						橋			第5号一位代価表
				54					
_ _ _ _ 定期点検（2）						橋			第6号一位代価表
				3					
_ _ _ _ 定期点検（3）						橋			第7号一位代価表
				2					

委 託 費 内 訳 書								
工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
— — — 定期点検（４）					橋			第8号一位代価表
				1				
— — — 定期点検（５）					橋			第9号一位代価表
				1				
— — — 報告書作成（１）					橋			第10号一位代価表
				54				
— — — 報告書作成（２）					橋			第11号一位代価表
				4				
— — — 報告書作成（３）					橋			第12号一位代価表
				2				
— — — 報告書作成（４）					橋			第13号一位代価表
				1				
— — — 打合せ					業務			第14号一位代価表
				1				
— — 直接経費					式			
				1				
— — — 旅費交通費					日			第15号一位代価表
— その他原価					式			
				1				
間接原価					式			
				1				

委 託 費 内 訳 書									
工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
一般管理費等						式			
				1					
業務価格（設計）						式			
				1					

委 託 費 内 訳 書									
工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務価格計						式			
					1				
_ 消費税相当額						式			
					1				
業務委託費						式			
					1				

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、受注者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

経 費 根 拠 書		
項 目	内 訳	率 / 金額
<<設計>>		
◆経費計算情報		
委託先区分	建設コンサルタント	
電子成果品作成費計上区分	率分は計上しない	
旅費交通費計上区分	率分は計上しない	
経費適用年月	令和07年04月	

第1号一位代価表

計画準備（1）

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
計画準備（1）		橋			第1号特殊施工
W=8m程度， L=2m以上 5m以下	10				
合 計		橋			
	（ 1		当り		

第2号一位代価表

計画準備（2）

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
計画準備（2）		橋			第2号特殊施工
W=8m程度， L=5mを超え 10m以下	10				
合 計		橋			
	（ 1		当り		

第3号一位代価表

計画準備（3）

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
計画準備（3）		橋			第3号特殊施工
W=8m程度， L=10mを超え 15m以下	10				
合 計		橋			
	（ 1		当り		

第4号一位代価表

計画準備（4）

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
計画準備（4） W=8m程度、 L=15mを超え 20m以下		橋			第4号特殊施工
	10				
合 計		橋			
	(1		当り		

第5号一位代価表

定期点検（1）

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
定期点検（1） （特定の溝橋等） W=8m程度、 L=2m以上 5m以下		橋			第10号特殊施工
	10				
合 計		橋			
	(1		当り		

第6号一位代価表

定期点検（2）

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
定期点検（2） （特定の溝橋等） W=8m程度、 L=5mを超え 10m以下		橋			第11号特殊施工
	10				
合 計		橋			
	(1		当り		

第7号一位代価表

定期点検（3）

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
定期点検（3） （特定の溝橋等） W=8m程度, L=10mを超え 15m以下		橋			第12号特殊施工
	10				
合 計		橋			
	(1		当り		

第8号一位代価表

定期点検（4）

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
定期点検（4） （特定の溝橋等以外） W=8m程度, L=5mを超え 10m以下		橋			第14号特殊施工
	10				
合 計		橋			
	(1		当り		

第9号一位代価表

定期点検（5）

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
定期点検（5） （特定の溝橋等以外） W=8m程度, L=15mを超え 20m以下		橋			第15号特殊施工
	10				
合 計		橋			
	(1		当り		

第10号一位代価表

報告書作成（1）

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
報告書の作成（1） W=8m程度， L=2m以上 5m以下	10	橋			第22号特殊施工
合 計	(1	橋	当り		)

第11号一位代価表

報告書作成（2）

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
報告書の作成（2） W=8m程度， L=5mを超え 10m以下	10	橋			第23号特殊施工
合 計	(1	橋	当り		)

第12号一位代価表

報告書作成（3）

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
報告書の作成（3） W=8m程度， L=10mを超え 15m以下	10	橋			第24号特殊施工
合 計	(1	橋	当り		)

第13号一位代価表

報告書作成（4）

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
報告書の作成（4） W=8m程度, L=15mを超え 20m以下		橋			第25号特殊施工
	10				
合 計		橋			
	(1		当り		

第14号一位代価表

打合せ

1.000 業務 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
打合せ協議（中間1回）		業務			第35号特殊施工
	1				
合 計		業務			

第15号一位代価表

旅費交通費

1.000 日 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
連絡車（ライトバン）運転費 2 hr		日			第1号施工表
合 計		日			

第 0001 号 一位代価表(施工歩掛表) 連絡車 (ライトバン) 運転費

1.00 日 当り

(SD00291)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ガソリン レギュラー		L			
ライトバン[ガソリンエンジン・二輪 駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L		hr			
ライトバン[ガソリンエンジン・二輪 駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L		供用日			
合 計	1	日	当り		

条件名称
J01 1 日当り運転時間

入力名称
2 hr

第 0001 号 一位代価表(特殊施工単価) 計画準備 (1)
PJ0010

W=8m程度, L=2m以上 5m以下

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師(A)	人				
技師(B)	人				
技師(C)	人				
技術員	人				
合 計	1	橋	当り		

第 0002 号 一位代価表(特殊施工単価) 計画準備 (2)
PJ0020

W=8m程度, L=5mを超え 10m以下

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師(A)	人				
技師(B)	人				
技師(C)	人				
技術員	人				
合 計	1	橋	当り		

第 0003 号 一位代価表(特殊施工単価) 計画準備 (3)
PJ0030

W=8m程度, L=10mを超え 15m以下

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師(A)	人				
技師(B)	人				
技師(C)	人				
技術員	人				
合 計	1	橋	当り		

第 0004 号 一位代価表(特殊施工単価) 計画準備 (4)
PJ0040

W=8m程度, L=15mを超え 20m以下

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師(A)	人				
技師(B)	人				
技師(C)	人				
技術員	人				
合 計	1	橋	当り		

第 0010 号 一位代価表(特殊施工単価) 定期点検 (1)
PJ0100

(特定の溝橋等) W=8m程度, L=2m以上 5m以下

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(B)	人				
技師(C)	人				
合 計	1	橋	当り		

第 0011 号 一位代価表(特殊施工単価) 定期点検 (2)
PJ0110

(特定の溝橋等) W=8m程度, L=5mを超え 10m以下

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(B)	人				
技師(C)	人				
合 計	1	橋	当り		

第 0012 号 一位代価表(特殊施工単価) 定期点検 (3)
PJ0120

(特定の溝橋等) W=8m程度, L=10mを超え 15m以下

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(B)	人				
技師(C)	人				
合 計	1	橋	当り		

第 0014 号 一位代価表(特殊施工単価) 定期点検 (4)
PJ0140

(特定の溝橋等以外) W=8m程度, L=5mを超え 10m以下

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(B)	人				
技師(C)	人				
技術員	人				
合 計	1	橋	当り		

第 0015 号 一位代価表(特殊施工単価) 定期点検 (5)
PJ0160

(特定の溝橋等以外) W=8m程度, L=15mを超え 20m以下

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(B)	人				
技師(C)	人				
技術員	人				
合 計	1	橋	当り		

第 0022 号 一位代価表(特殊施工単価) 報告書の作成 (1)
PJ0220

W=8m程度, L=2m以上 5m以下

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師(A)	人				
技師(B)	人				
技師(C)	人				
技術員	人				
合 計	1	橋	当り		

第 0023 号 一位代価表(特殊施工単価) 報告書の作成 (2)
PJ0230

W=8m程度, L=5mを超え 10m以下

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師(A)	人				
技師(B)	人				
技師(C)	人				
技術員	人				
合 計	1	橋	当り		

第 0024 号 一位代価表(特殊施工単価) 報告書の作成 (3)
PJ0240

W=8m程度, L=10mを超え 15m以下

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師(A)	人				
技師(B)	人				
技師(C)	人				
技術員	人				
合 計	1	橋	当り		

第 0025 号 一位代価表(特殊施工単価) 報告書の作成 (4)
PJ0250

W=8m程度, L=15mを超え 20m以下

10.000 橋 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師(A)	人				
技師(B)	人				
技師(C)	人				
技術員	人				
合 計	1	橋	当り		

第 0035 号 一位代価表(特殊施工単価) 打合せ協議 (中間 1 回)
PJ0410

1.000 業務 当り

名 称 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師(B)	人				
技師(C)	人				
合 計	1	業務	当り		

積 算 条 件 一 覧 表

単価表番号	名 称 / 規 格	単 位	単 価	摘 要
第0001号施工表	連絡車（ライトバン）運転費 2 hr	日		SD00291

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、請負者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

業務委託特記仕様書

(趣旨)

第1条 本特記仕様書は、令和7年度 道路橋定期点検（その1）業務委託（以下、「本業務」という。）に適用する。この特記仕様書に定めのないものについては「埼玉県設計業務共通仕様書」等による。

(業務目的)

第2条 道路法に基づく橋梁の法定点検を実施することにより、損傷状況等から既設橋梁の健全性診断を行うことを目的とする。

(業務対象橋梁)

第3条 別紙、「道路橋定期点検（その1）業務委託点検橋梁一覧表」のとおりとする。

(管理技術者及び照査技術者)

第4条 管理技術者は、業務の履行にあたり、以下のいずれかの要件を満たす者とし、日本語に堪能でなければならない。

ア 技術士（総合技術管理部門：建設部門の選択科目すべてを対象とする）。

イ 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）で平成12年度以前の試験合格者。

ウ 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）で平成13年度以降の試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ該当部門に4年以上従事している者。

エ RCCM（鋼構造及びコンクリート）。

照査技術者は、業務報告書について内容の妥当性の確認を行うものとし、管理技術者と同等の要件を満たす者とする。

(点検要領)

第5条 本業務は、「道路橋定期点検要領 令和6年3月 国土交通省 道路局」（以下「点検要領」）によるものとする。

(業務計画書)

第6条 受注者は、契約後速やかに道路橋点検の実施体制を整え、必要な資料等を収集、現地における点検計画の方法を検討し、業務計画書を監督員へ提出するものとする。

(現地踏査)

第7条 点検に先立って現地踏査を行い、変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、立地環境、交通状況、交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。状況等により点検作業に支障がある場合には、監督員と協議するものとする。

(実施計画書)

第 8 条 現地踏査にもとづき、道路橋毎の点検計画となる実施計画書を作成しなければならない。

(他機関との協議)

第 9 条 点検を実施する際に、河川管理者、公安委員会及び他の道路管理者との協議が必要となった場合は、監督員と協議した上で、受注者が行わなければならない。

(点検方法)

第 10 条 調査方法は、点検要領に準拠した近接目視点検等により、損傷状況を確認しなければならない。また、緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合には、直ちに監督員に報告しなければならない。

(点検体制)

第 11 条 道路橋の構造や部材の状態の評価に必要な知識及び技能を有する以下のいずれかの要件に該当するものを配置しなければならない。

- ・道路橋に関する相応の資格または相当の実務経験を有すること。
- ・道路橋の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること。
- ・道路橋の点検に関する相当の技術と実務経験を有すること。

(健全性の診断)

第 12 条 点検では、部材単位の健全性の診断と道路橋毎の健全性の診断を行わなければならない。

- 2 健全性の診断区分については、点検要領を準用するものとする。
- 3 点検結果より「Ⅳ：緊急措置段階」と診断した場合には、補修工法の提案と概算工事費を算出し、点検結果と合わせて提出するものとする。

(点検記録)

第 13 条 受注者は次の項目について資料の作成を行わなければならない。

- ・点検要領に記載されている点検調書（点検 DB 登録用様式）
- ・市の様式に準じた点検結果（点検対象部位の全ての損傷位置、損傷内容の記録、全ての損傷の写真）、診断結果（記録した損傷全てについての所見）の資料

(打合せ協議)

第 14 条 打合せは業務着手時、中間、成果品納入時の 3 回とする。業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

- 2 業務に関する打合せ記録の整理は、受注者が行うものとし、打合せ後速やかに提出するものとする。

(安全管理)

第15条 受注者は、交通状況に即した適切な保安施設を設けるなどして、安全管理に努めなければならない。本業務に起因して第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において措置するものとする。

(土地の立ち入り等)

第16条 点検業務を実施する際は、身分証明書を携帯しなければならない。

- 2 身分証明書は、土地等の所有者、その他の関係人等から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 身分証明書については委託契約業務であることの証明として発注者が交付するものとする。
- 4 業務が完了した等、身分証明書が不要となったときには、遅延なく発注者に返却しなければならない。

(沿道対応)

第17条 本業務実施中、沿道の住民及び沿道利用者により苦情があった場合、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を速やかに監督員に報告しなければならない。

(貸与資料)

第18条 受注者は希望する場合、発注者から次の資料を借用することができる。

- (1) 橋梁台帳の写し
 - (2) 過年度点検データ
 - (3) その他業務履行上必要な発注者の所有する資料
- 2 借用資料は委託業務の完了後や、借用資料が不要となった時には、速やかに返還しなければならない。

(成果品の提出)

第19条 受注者は次の成果物を作成し納品しなければならない。

(1) 報告書

ファイル綴り (A4 版) 1 部

電子データ C D - R 2 部

・電子データには、報告書の PDF データ、オリジナルデータ (CAD, エクセル等) を記録するものとする。

(2) その他監督員の指示した資料

(その他)

第20条 特記仕様書に定めがない事項については、監督員と協議して定めるものとする。

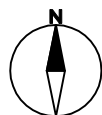
令和7年度道路橋定期点検(その1)業務委託道路橋点検一覧表

別紙

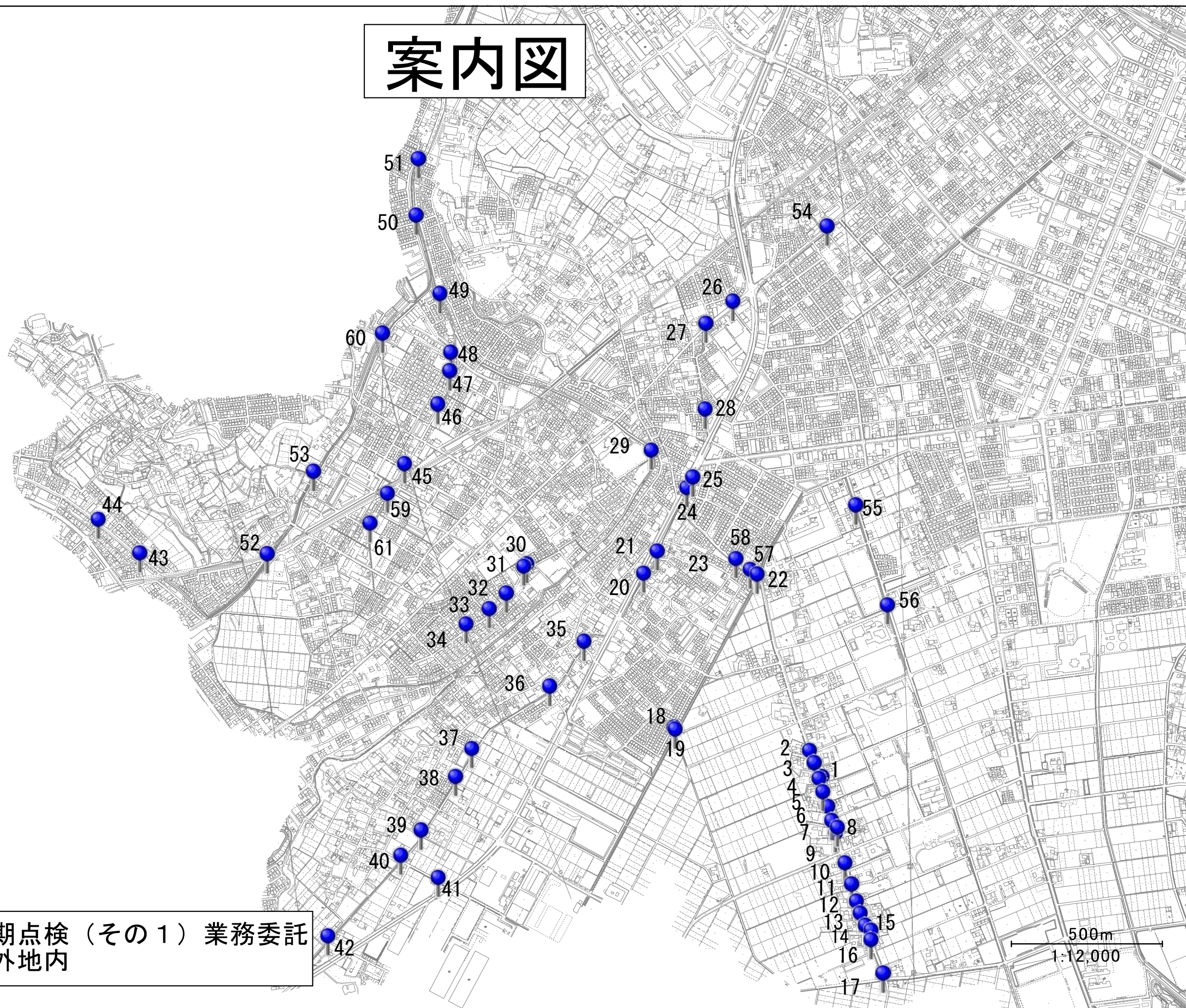
NO.	橋名	所在地	橋長(m)	全幅(m)	溝橋	初回点検	橋梁点検車使用
1	D196号橋	上大増新田324-2	2.2	6.8	○	-	-
2	D198号橋	上大増新田415-1	2.8	4.1	△	-	-
3	D199号橋	上大増新田413-2	3.0	4.1	△	-	-
4	D200号橋	上大増新田377-1	2.9	7.1	△	-	-
5	D201号橋	上大増新田377-4	2.7	4.0	△	-	-
6	D202号橋	上大増新田363	2.8	4.0	△	-	-
7	D204号橋	上大増新田483-1	3.2	8.1	△	-	-
8	D205号橋	上大増新田38-2	2.1	3.9	○	-	-
9	D206号橋	上大増新田424-1	2.8	4.0	△	-	-
10	D209号橋	上大増新田420-1	2.9	4.0	△	-	-
11	D211号橋	上大増新田374-1	3.0	8.1	△	-	-
12	D212号橋	上大増新田328-1	3.0	4.0	△	-	-
13	D213号橋	上大増新田324	3.0	6.0	△	-	-
14	D214号橋	上大増新田286-3	3.0	4.1	△	-	-
15	D215号橋	下大増新田286-2	2.4	13.0	○	-	-
16	D216号橋	下大増新田296-2	3.0	4.1	△	-	-
17	D222号橋	下大増新田270	2.4	7.5	○	-	-
18	D228号橋1	増富243-115	2.4	7.8	○	-	-
19	D228号橋2	増富243-115	3.9	11.9	○	-	-
20	D257号橋	増富713	3.9	13.0	△	-	-
21	D259号橋	増富710	3.0	9.5	△	-	-
22	D260号橋	増富432-7	3.2	12.0	△	-	-
23	D262号橋	増富434	2.5	10.0	△	-	-
24	D275号橋	豊町六丁目2-2	3.7	11.7	○	-	-
25	D277号橋	豊町六丁目1-6	3.8	1.5	△	-	-
26	D284号橋	南中曽根890-4	3.0	7.1	○	-	-
27	D285号橋	南中曽根926	3.8	4.2	△	-	-
28	D291号橋	下蛭田334-25	3.2	8.7	○	-	-
29	道順川戸橋	道順川戸37-1	6.7	7.0	△	-	-
30	D327号橋1	下蛭田290-8	2.7	6.1	△	-	-
31	D327号橋2	下蛭田290-3	2.7	6.1	△	-	-
32	D328号橋	下蛭田309	2.7	5.8	△	-	-
33	D329号橋	下蛭田326-1	2.2	8.5	△	-	-
34	D337号橋	下蛭田344-25	2.2	9.3	△	-	-
35	D350号橋	増富102	3.1	8.0	○	-	-
36	D355号橋	増富151	3.0	8.0	○	-	-
37	D364号橋	増富677-1	3.0	6.6	○	-	-

38	D365号橋	増戸702	3.1	7.0	○	-	-
39	D366号橋	増戸281-1	3.0	8.3	○	-	-
40	D367号橋	増戸297-3	2.4	5.1	○	-	-
41	D392号橋	増戸343-1	2.5	8.1	△	-	-
42	D403号橋	増戸231-2	2.0	4.1	△	-	-
43	D433号橋	花積512	2.2	11.0	○	-	-
44	D435号橋	花積511	4.3	9.0	○	-	-
45	D459号橋	道口蛭田96-1	3.6	6.3	△	-	-
46	D463号橋	上蛭田157-1	3.4	9.0	○	-	-
47	D464号橋	上蛭田213	3.5	11.0	○	-	-
48	D465号橋	上蛭田710	2.0	10.5	○	-	-
49	やじま橋	南中曽根318-201	7.4	6.7	△	-	-
50	D607号橋	南中曽根233	11.4	6.6	△	-	-
51	D613号橋	南中曽根207-2	11.4	4.6	△	-	-
52	D417号橋	下蛭田4-1	8.4	6.6	△	-	-
53	D447号橋	花積258-1	6.7	4.0	-	-	-
54	D627号橋	豊町一丁目1-1	2.8	12.0	○	-	-
55	D170号橋	谷原新田2167	4.5	3.0	△	-	-
56	D153号橋2	谷原新田2030-1	4.6	11.6	△	-	-
57	D634号橋1	増富432-7	2.4	5.5	△	-	-
58	D634号橋2	増富433-8	2.4	7.7	△	-	-
59	D475号橋	上蛭田66-10	4.8	8.7	○	-	-
60	D464号橋2	道口蛭田207-1	18.5	5.2	-	-	-
61	D472号橋	上蛭田62-1	3.4	8.1	○	-	-

※ 溝橋欄の「△」は溝橋として扱うことのできる橋長15m以下の単径間の床版橋及びH鋼桁橋を示す。
溝橋欄の「-」は溝橋として扱うことのできない道路橋を示す。



案内図



図面サイズ:A3

令和7年度道路橋定期点検（その1）業務委託
春日部市上大增新田外地内

500m
1:12,000